

# お知らせ

記者発表資料

令和3年10月25日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ  
広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ  
中国地方建設記者クラブ

## 指名停止措置について

中国地方整備局は、贈賄を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社誠華 広島県東広島市志和町志和堀3246番地6

### 2. 指名停止措置期間

令和3年10月25日 ～ 令和4年1月24日 (3ヵ月)

### 3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

### 4. 事実の概要

当該業者の元代表取締役が、東広島市発注の道路河川等維持業務を巡り、同市職員が同社を下請けに入れるよう便宜を図った見返りに、同市職員に対して令和3年4月21日ごろ現金50万円を渡したとして、令和3年9月27日に贈賄容疑で広島県警に逮捕されたことによる。

### 5. 指名停止措置理由

上記事実は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」にて準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第3号イ（贈賄）に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第3号>

措置要件	期間
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が中国地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	3ヵ月以上9ヵ月以内
ロ 一般役員等	2ヵ月以上6ヵ月以内
ハ 使用人	1ヵ月以上3ヵ月以内

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231 (代表番号)：平日・昼間

082-511-6063 (直通)：平日・昼間

総務部 契約課長

あべ たかし 安部 隆司 (内線2511)

◎総務部 契約課長補佐

わだ まさこ 和田 昌子 (内線2514)

港湾空港部

082-511-3900 (代表番号)：平日・昼間

総務部 契約管理官

にい ぼやし けんじ 新林 健二 (内線130)

◎総務部 経理調達課長補佐

おく ぼ ひろふさ 尾久保 裕亮 (内線132)